

新しい学習指導要領を読み解く

山梨大学教授 宮澤 正明

新しい「小・中学校学習指導要領」が告示されました。本解説では国語科書写の内容を主に、現行の「小・中学校学習指導要領」と新しい「小・中学校学習指導要領」の内容を比較しながら、改訂内容について述べてみます。

現行の学習指導要領の小・中学校国語は「A話すこと・聞くこと B書くこと C読むこと」の3領域と[言語事項]とからなりますが、新しい学習指導要領では、3領域には変わらないものの[言語事項]がなくなり[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]が設けられ、書写の学習指導内容はその中の「(2)書写に関する次の事項について指導する。」として位置づけられています。

現行の学習指導要領の[言語事項]については、新しい学習指導要領の告示に先立って中央教育審議会が答申した「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の「8. 各教科・科目等の内容(2)①国語(i)改善の基本方針」に、「[言語事項]の内容のうち各領域の内容に関連深いものについては、実際の言語活動において一層有機的にはたらくよう、それぞれの領域の内容に位置づけるとともに、必要に応じてまとめて取り上げるようにする。」として、[言語事項]の中で3領域の内容に関連性の深いものについては各領域に関連づけた上で、さらに「[言語文化と国語の特質に関する事項]」を設け、我が国の言語文化に親しむ態度を育てたり、国語の役割や特質についての理解を深めたり、豊かな言語感覚を養ったりするための内容を示す。」として、新たな事項を設けることを明言していました。

したがって、書写は従来通り取り立て指導は保証されたこととなります。しかも、3領域のうち特に「書く」の領域に書写の学習指導内容が深くかかわることにもなるので、書写の学習領域は広がりを見せることになるでしょう。

次に、小・中学校国語科書写の新しい学習指導内容を現行の学習指導要領と比較し、新たな内容について考えてみます。

小学校書写について

○低学年の変更のポイント

アでは、「用具」が「筆記具」に変更になりました。これは、低学年の児童が多く用いる鉛筆やフェルトペンなどの書く用具を明確にしたものと考えられます。次に新たに加わった「文字の形に注意しながら」は、文字の外形、中心といったことに注意を払うということであり、何をどのように「丁寧に書く」のかを具体的に明示したものと言えるでしょう。

イでは「方向」が新たに加わりましたが、現行の学習指導要領ではこの要素を省略しただけであり、大きな変更ではないでしょう。なお、現行の学習指導要領にも新しい学習指導要領にも「点画の長短や方向、接し方や交わり方など」とあり、点画の書き方はもとより、字形を整えるための点画相互の関係要素すべてをここでは言っているものと考えられます。

○中学年の変更のポイント

アでは、現行の学習指導要領の「組立て方に注意して」が、新しい学習指導要領では「組立て方を理解し」と変更されました。書く態度から字形の知識・理解へとレベルを上げています。文字の組み立て方とは点画相互の関係と部分相互の関係についてであり、これらの知識を理解することに他なりません。したがって、これまで以上に、字形の組み立て方に関する理論的指導の必要性が高まります。

イでは、現行の学習指導要領の「文字の大きさ」が、新しい学習指導要領では「漢字や仮名の大きさ」に変更になりました。単に漢字と仮名との大きさの関係を明確にしたものと言えるでしょう。

ウでは、現行の学習指導要領では「毛筆を使用して、点画の筆使いや文字の組立て方に注意しながら、文字の形を整えて」とありますが、新しい学習指導要領では、「点画の種類を理解するとともに、毛筆を使用して筆圧などに注意して」と新たな文言となりました。この部分は大きな変更です。「点画の種類」とは一般に「横画・縦画・左払い・右払い・反り・曲がり・折れ・点」などの基本点画を言います。これらが理解されていないと漢字を構成する点画が違って書かれることになり、時に誤字になることさえあるので重要事項です。また点画をどのように書くかという筆使いも点画を正しく書き分ける上で重要です。したがって、次の「筆圧などに注意して」の文言は、「点画の種類を理解」と連動することになるでしょう。そもそも、これらの点画の性質は毛筆の弾力性から生じたもので、「筆圧」は、毛筆によって最も理解されやすいことです。例えば、点画の始筆には強弱があり、送筆部での折れ・曲がり・反りにも微妙ではありますが筆圧の変化が求められ、終筆のはねや払いは筆圧を減じながら筆を用紙から離していく筆使いです。なお、毛筆を使用して字形を学ぶ内容が消滅したかのように見えますが、ア、イに字形に関して述べられていることから、ここでは点画を通して毛筆の特性だけを学ぶだけではなく、字形にも及んで学ぶことは必定のことと解釈してよいと思います。また「筆圧など」とあるので、「筆の角度」「筆の速度」といった要素も含まれる可能性があります。

○高学年の変更のポイント

アでは、「用紙全体との関係に注意し」と新たな文言が加わりました。一文字一文字の在り方から、用紙全体に対する意識を持って文字の大きさや配列を「決める」ということになります。このことは、全体を見通して文字の大きさや配列の適否を見極めることになるので、計画性や判断力といった能力が必要になります。「書く速さを意識して」も新たな文言です。これまで、小学校では文字を書く速さに関しては問われてきませんでした。この文言が加わったことは特筆すべきことと言えるでしょう。ただし、「意識して」ということですから、単純な時間的速さをねらったものではないようです。自己に向けられた記載としてのメモやノートの場合はやや速めに書くことがありますが、他者に向けられる手紙やポスターなどは慎重に書かれなければなりません。このようなT.P.O.に応じた速度ととらえられるのではないのでしょうか。また、新しい学習指導要領にはありませんが現行の学習指導要領の「読みやすく書く」にはどのような速さで書いたらよいかを意識することも含まれているというとらえ方もできると思います。

イの「目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして」が新たに加えられました。書写の日常化を意識した内容だと考えられます。日常ではさまざまな文書形式があり、それぞれにふさわしい筆記具が存在します。それらの選択ができるとともに、各種の筆記具の特徴や特性を理解した上で生かしていくことが求められます。

ウでは、「穂先の動きと点画のつながりを意識して書くこと」が加わりました。中学年の「筆圧」や高学年のこの文言は、毛筆の特性や毛筆による学習のねらいを具体的に示したものと見え、今回の書写の改訂では特筆すべき内容です。毛筆学習が陥りやすい清書主義からの脱却をねらい、毛筆による学習の視点・観点を明確にすることで毛筆学習の意義や意味を際立たせたといえるでしょう。「穂先の動きと点画のつながり」とは、中学年で加えられた毛筆の特徴である弾力によって生じる「筆圧」に対応した文言と捉えられます。「穂先の動き」とは、書道で言う「用筆・運筆」に相当すると思われます。すなわち、筆軸の角度・方向・圧度などによって生じる穂先の開閉や用紙との接触部の在り方であり、筆の「働き」とも解釈できるでしょうか。また適度な運筆速度(筆を運ぶ速さ)によって生じる点画は、点画本来の姿となって表出しやすいものです。したがって、「点画のつながりを意識して書く」とは、点画相互の関係(次画への移行のはねや払い)や部分相互の関係(偏からつくりへの移行の右上払いなど)によって生じるのですから、「穂先の動き」とセットになっているのだと考えられます。

○指導計画の作成と内容の取扱い

「硬筆を使用する書写の指導は各学年で行い」の文言は、ややもすると3学年以上は毛筆が主体となり、硬筆学習がおろそかになりがちなことへの対応と考えることができます。「毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導し…」は現行の学習指導要領の毛筆学習のねらいや意義と変わらないこと、そして「文字を正しく整えて書く」ことが小学校書写のねらいであることを明確にしています。

現行の学習指導要領では各学年において文言が重複して記されていましたが、今回の学習指導要領では、文言の重複感が無く、さらに毛筆指導の観点や具体的ねらいが明確になっていることが特徴と言え、毛筆で正しい点画や整った字形の基礎・基本を徹底し、その上でさまざまな筆記具による書式・形式に対応できるようにして書写の日常化を図りたいとしている理念が浮き彫りになっています。なお、新しい学習指導要領では国語の総時間数が増えた中で、書写の「年間30単位時間程度」は現行の学習指導要領と変化がありません。しかし、各領域と深い関係がある書写が3領域に溶け込む形で行われることを考えると、書写にかかわる学習は総じて増えるのではないかと予想されます。

中学校書写について

中学校国語科書写は、現行の学習指導要領では第1学年と第2・3学年の二つに分けられていましたが、新しい学習指導要領では、学年ごとに学習指導内容が示されました。このことは大きな変化と言えるでしょう。

○第1学年の変更のポイント

アは、現行の学習指導要領では「配列・配置に気を付けて」とありますが、新しい学習指導要領では、「配列などについて理解して」と変更になっています。「配置」が無くなりましたが、「など」とあるのでそこに含まれると考えてよいでしょう。「気を付けて」から「理解して」に変更されていますが、これも字形・大きさ・配列などに関する知識を理解した上で書くこととなります。また「楷書で書くこと」と示されていますが、イに「漢字の行書」とあり、書体名に

あえて「漢字」をつけていることから「楷書」とは漢字の楷書とそれに調和した仮名ととらえることができます。この点は現行の学習指導要領のアイを整理したと言えるでしょう。

イでは、変更は無いものの「漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書くこと。」とあり、第1学年で速書きとしての行書の基礎的書き方を学習することを明確にしています。

○第2学年の変更のポイント

アは、現行の学習指導要領のイを行書に限って取り上げた内容になっています。行書学習が「読みやすく速く書くこと」をねらいにしていることに変わりはありません。楷書が無くなった形になりましたが、今回の改訂案は総じて既習事項は繰り返さないというのを原則にしているようです。

イでは、「目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと」とあり、まさしく書写の日常化をねらった内容になっています。あらたまった文書や誤読が許されない内容の場合は楷書できちっと読みやすく書くことが求められるでしょうし、メモやノートのように速書きを要求されたり、軽快なリズムに乗って書かれることが許されたり要求されたりする場合は行書がふさわしいでしょう。目的や必要に応じた書体選択の判断力とともに、行書力も求められることとなります。

○第3学年の変更のポイント

アに、「身の回りの多様な文字に関心をもち、効果的に文字を書くこと。」と新たに加えられました。第3学年では、これ以外に示されていません。また、現行の学習指導要領でもこれに類する内容はないので、今回の大きな変更点と言えるでしょう。「審議のまとめ」の「8(2)①国語(ii)改善の具体的事項(中学校)」において、「書写の指導については、社会生活に役立つことを引き続き重視するとともに、文字文化に親しむようにするため、内容や指導の在り方の改善を図る。」とされていました。ここでの「文字文化」が何をさしているのかが明確ではありませんでしたが、「身の回りの多様な文字」の文言が出てきたことによって「文字文化」が生徒の「身の回りにある文字に関心をもち」という形で反映したととらえることができるでしょう。生徒にとって「身の回りにある文字」は、手書き文字はもちろんのこと活字、デザイン文字などもあるでしょう。とすれば、手書き文字と印刷文字との住み分けが一つ考えられます。また、学校には門柱の校名を始め、ポスター、賞状、看板、校長室などに掲げられた伝統的な毛筆書きによる書・書簡などが考えられます。また学校以外でも、看板・品書き・ポスターなど、また寺・神社・公園などに建てられた石碑や立て札など、枚挙にいとまがないほど存在します。身の回りをどの範囲にするかは地域・学校の環境も関係しますが、意図的に文字文化に触れさせるようにすることが肝要になるでしょう。これらの文字文化に触れながら感じ取りながら、自己の書き記す文字を効果的に書くということになるので、書写学習の集大成の意味で、更に進んで自己表現として工夫して(創作的に)書くことが可能かもしれません。このことは、高等学校芸術科書道との「のりしろ」の部分として期待もふくらむところです。

○指導計画の作成と内容の取扱い

アでは、「書写の能力を学習や生活に役立てる」とし、「学習」が加わりました。教科の学習が日常生活だけでなくすべての学習に関わることも明示する方向にある中で加えられたと考えられます。

イでは、「硬筆及び」が加えられました。書写の学習が毛筆を主体にするだけでなく、硬筆と毛筆が連動する形で行われることを明確にしています。毛筆学習の意義は、小学校及び現行の学習指導要領と同様「硬筆による書写の能力の基礎を養う」としている点は変わりありません。

ウでは、各学年の配当時間数が示されています。新しい学習指導要領では、各学年整数で示されました。第1学年の「20単位時間程度」は、現行の学習指導要領からすると10分の2程度、10時間余りの減となります。第2学年も「20単位時間程度」と示され、これは逆に10時間弱の増となります。第3学年は「10単位時間程度」で、だいたい同じ程度の時間数となります。したがって、時間数の増減はあるものの中学校3年間の書写の総時間数はほぼ同程度と見ることができます。第1学年の減、第2学年の増が、中学校国語科書写の大きな転換であり、第3学年の「身の回りの多様な文字に関心をもち、効果的に文字を書くこと。」に対して、どのような教材でどのような活動を行うかが鍵になると思います。また、取り立て指導とは別に、3領域に書写の学習内容をどのような形で採り入れていくのかも考えていく必要があります。

Profile

宮澤 正明
(みやざわ まさあき)

1952年静岡県生まれ。都留文科大学助教授を経て、現在、山梨大学教育人間科学部教授、大東文化大学講師。全国大学書写書道教育学会理事長。中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会国語専門部会委員。

主な著書に、『書写なんでも百科』第3・4巻(共著/岩崎書店/1991年)、『「関心・意欲・態度」を育てる国語科の授業づくり』(共著/明治図書/1995年)などがある。